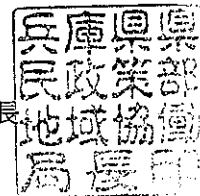


特定非営利活動法人 相互支援ふれあいの会 様

兵庫県県民政策部地域協働局長



事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第29条第1項の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を、兵庫県条例第22条第1項に定める期限までに所轄庁まで提出いただくこととしています。貴法人については、3事業年度にわたり期限内に本件書類が提出されず、また速やかに提出いただくよう督促書を送付しましたが、未だ提出されていません。

つきましては、このことについて、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」により、下記のとおり、自主的に市民への説明を実施するとともに、説明内容を記載した書面を本県まで送付いただくようお願いします。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ（県民ボランティア活動の広場 <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/v-hyogo/>）上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明していただきたい内容

本件書類が提出されていない理由及び今後の提出の予定

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、自主的に実施されるべきであるため、実施方法は、貴法人の検討に委ねられるものです。実施方法の参考例は次のとおりですが、説明内容を記載した文書の本県に送付し、本県ホームページに掲載することで代替することもできます。

(例)

- 貴法人の事務所における誰もが閲覧可能な状態での説明文書の据置き
- 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成18年 5月24日(水)

(3) 本県への書面の送付期限

平成18年 5月31日(水) (必着)

【参考】

○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第22条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 法第29条第1項の規定により提出する書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

NPO法人係

電話 078-362-9102

FAX 078-366-0167